

資料・様式

資料・様式 目次

資料 1	大規模災害時の避難所の状況想定	1
資料 2	指定避難所・指定緊急避難場所等一覧	6
資料 3	災害種別図記号による避難所等の表示	9
資料 4	避難所における共通理解ルール	10
資料 5	避難所に設けるべきスペース	11
資料 6	避難所開設時における呼びかけ文例	14
資料 7	ペットの飼育ルール	15
資料 8	要配慮者に応じた対応	16
様式 1	避難所開設チェックリスト	21
様式 2	避難所被害状況チェックリスト	22
様式 3	避難者名簿（世帯単位）	26
様式 4	避難所状況報告書（初動期）	27
様式 5	避難所状況報告書（定時報告）	28
様式 6	避難所運営委員会名簿	29
様式 7	外泊届	30
様式 8	取材者用受付用紙	31
様式 9	郵便物等受取帳	32
様式 10	食料依頼伝票	33
様式 11	物資依頼伝票	34
様式 12	食料・物資要望票	36
様式 13	食料・物資受払簿	37
様式 14	ボランティア受付票	39
様式 15	ペット登録台帳	40

資料 1 大規模災害時の避難所の状況想定

1. 時系列（大規模地震発生時を基本として）

一般的には災害救助法に定める日数（7日間）が基本となりますが、ここでは、大規模地震発生時における避難所の状況として、次のとおり3ヶ月までの想定を記載しています。

時 期	避難所の状況想定
災害発生直後 ～3日程度	<p>【一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況です。 ● 市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階です。 ● 避難所によっては、避難所運営職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想されます。 ● 翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられます。 ● 災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想されます。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすくなります。 ● 各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすくなります。 ● 市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中します。 <p>【要配慮者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者については、情報伝達が十分に行われず、状況の把握が困難となりがちです。 ● 障がい者の実数把握、避難連絡や誘導方法等が定まらず、混乱が生じることが予想されます。 ● 車いす常用の障がい者は、自力では避難所に移動できません。 ● 重度の視覚障がい者は移動に手引等の介助が必要です。 ● 重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障がい者は移動が困難です。 ● 聴覚障がい者は情報の伝達（発信・受信）が困難です。FAX、携帯電話のメール等での情報保障が必要です。 ● 避難所で障がい特性についての理解が充分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想されます。 ● 人工透析が必要な障がい者の医療の確保が急務となります。 ● 医療的なケアを必要とする障がい者に対する対応が必要です。（人工呼吸器、胃婁、痰吸入、とろみ食等への対応） ● ストーマ等を必要とする障がい者への用具（ストーマ装具、オムツ等）の不足が予想されます。 ● 補聴器を利用する聴覚障がい者については、電池の補充が必要となります。

時 期	避難所の状況想定
3日～1週間程度	<p>【一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食料等はおおむね供給されるようになりますが、加熱した食事の要望などニーズが多様化してきます。 ● 避難者数は流動的な段階です。 ● 3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想されます。 ● ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の避難所外避難者も含めて、より拡大することが予想されます。 ● ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合があります。 ● 環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応が必要です。 ● 常備薬の確保、健康管理（高血圧、糖尿等）が必要です。 <hr/> <p>【要配慮者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい特性に配慮し、障がい者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められます。 ● 視覚・聴覚障がい者への情報保障を行います。 ● 体調悪化により避難所での生活が困難になり、病院・福祉施設等への移送が必要な場合が出てきます。
1週間～2週間程度	<p>【一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階です。 ● 避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となることが予想されます。 ● 民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることとなります。 ● 避難生活の長期化に伴い、衛生環境の悪化が予想されます。 ● 避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってきます。 ● 学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となります。 ● 避難所の中にいる人と屋外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始めます。 <hr/> <p>【要配慮者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者へのボランティア等による移動手段の確保が必要です。 ● 視覚・聴覚障がい者への情報保障が必要です。 ● 手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要です。

時 期	避難所の状況想定
2週間～3ヶ月程度	<p>【一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となります。 ● ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住居を失って行き場のない被災者に絞られてきます。 ● 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階です。 ● 避難者が自宅に戻るなどにより、在宅や車中等での避難者数が避難所生活者数を上回ることが予想される。 ● 住宅の応急修理や仮設住宅の供給等による住まいの確保が最重要課題となってきます。 ● 避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなってきます。 ● 季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められるようになってきます。 <p><季節を考慮した対策></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討します。 ・ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討します。 ・ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討します。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて市が本格的に動かなければならない段階です。 ● 避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要です。(特に要配慮者に留意) ● 帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続します。 <p>【要配慮者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚・聴覚障がい者への情報保障が必要です。 ● 住居の確保ができない障害者、被災前の介護サービスが確保できない障がい者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化の対応や介護サービスの確保が必要です。 ● 以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障がいに配慮した住宅の補修、被災前の支援（ヘルパー等）の確保が必要です。 ● 避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。

2. 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

災害発生の時間帯によって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要があります。

条 件	留 意 事 項
日 中	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われるため、避難者が使用できる避難スペースが不足します。 ● 家族が離散した状態で、電話需要が増大し、安否や避難先の確認に支障が生じます。 ● 都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生します。 ● 大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散します。 ● 市庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、避難所運営職員がなかなか到達できない状況が予想されます。 ● 住宅地等では、要配慮者である障がい者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない状況です。 ● 事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがあります。 ● 居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要します。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ● 停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすくなります。 ● 火気の使用率が高く、火災が多発しやすくなります。 ● 避難途中や避難所内の事故も多発しやすくなります。 ● その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすくなります。 ● 勤務時間外に発生した場合は、現地配備員や避難所運営職員、施設管理者が避難所に到着するのに時間を要することが予想されます。
冬 季	<ul style="list-style-type: none"> ● 寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすくなります。 ● 火気の使用率が高く、火災が多発しやすく、強風時には大規模な延焼となるおそれがあります。
夏 季	<ul style="list-style-type: none"> ● 暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要となります。（食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等） ● 家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となります。 ● 雨が降りやすい時期では、屋外の利用（テント、グラウンド利用等）が困難になります。 ● 降雨による二次災害の危険性が大きくなります。

3. 他の災害の場合における留意事項

地震以外の災害・事故等においては、以下の点に留意する必要があります。風水害の場合は、災害の発生がおおむね事前に予測できるため、避難勧告、避難誘導等の対策を万全に行う必要があります。

災害の種類	留意事項
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲にわたって浸水被害等が発生し、地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがあります。 ● 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがあります。 ● 土石竹木、大量のゴミ等が堆積します。 ● 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがあります。
危険物事故等	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲に避難勧告・指示が発令され、多数の避難者が他の地域への避難を余儀なくされるおそれがあります。

【参考：移り変わる避難者ニーズへの対応について】

阪神・淡路大震災においては、時期ごとに次のような品目が要望されました。

時期	需 要 品 目
1月 (17～31日)	水、食料、生理用品、毛布、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、医薬品
2月	カセットコンロ、防寒着、肌着、おむつ、ブルーシート、マスク、プロパンガス
3月	洗剤、清掃用具、トイレトペーパー、鍋、釜、調理用具、調味料類
4月	調味料類、事務用品、ゴミバケツ、ゴミ袋、トイレトペーパー、ティッシュペーパー
5月	殺虫剤、液体蚊取り器、蚊取り線香、ゴミ袋、ガムテープ
6月	FAX用紙、殺虫剤、液体蚊取り器、くん煙剤、トイレ消臭剤
7月	タオルケット、殺虫剤、蚊取り線香
8月	段ボール（引越し用）、ガムテープ、布テープ

資料2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧

1. 指定避難所・指定緊急避難場所

No	指定避難所	指定緊急避難場所	施設名	電話番号	災害種別				
					地震	火災	台風	洪水	土砂
1	●	●	喜志西小学校	25-7380	●	●	●		
2	●	●	喜志中学校	26-0468	●	●			
3	●	●	喜志小学校	24-3103	●	●	●	●	
4	●	●	新堂小学校	24-3102	●	●	●	●	
5	●	●	大伴小学校	24-3104	●	●	●	●	
6	●	●	富田林小学校	24-3101	●	●	●	●	
7	●	●	府立富田林高校	23-2281	●	●			
8	●	●	第一中学校	24-3201	●	●			
9	●	●	府立河南高校	23-2081	●	●			
10	●	●	向陽台小学校	29-1226	●	●	●		
11	●	●	藤陽中学校	29-3705	●	●			
12	●	●	藤沢台小学校	28-3771	●	●	●		
13	●	●	府立金剛高校	28-3811	●	●			
14	●	●	葛城中学校	28-3761	●	●			
15	●	●	高辺台小学校	29-1403	●	●	●		
16	●	●	久野喜台小学校	29-1450	●	●	●	●	
17	●	●	金剛中学校	29-1404	●	●			
18	●	●	小金台小学校	29-4460	●	●	●		
19	●	●	明治池中学校	29-1355	●	●			
20	●	●	川西小学校	24-3107	●	●	●	●	
21	●	●	第二中学校	24-3202	●	●			
22	●	●	第三中学校	34-3206	●	●	●	●	●
23	●	●	寺池台小学校	29-1477	●	●	●		
24	●	●	伏山台小学校	28-4106	●	●	●		
25	●	●	錦郡小学校	24-3106	●	●	●	●	●
26	●	●	彼方小学校西館	34-3105	●	●			
27	●	●	府立富田林支援学校	34-1675	●	●	●		●
28	●		レインボーホール(市民会館)	25-1117	●	●			
29	●		東公民館	25-1772	●	●			
30	●		中央公民館・中央図書館	24-3333・ 25-4921	●	●			
31	●		金剛公民館・金剛図書館	28-1121・ 28-1171	●	●			
32	●		総合福祉会館	25-8261	●	●			
33	●		市民総合体育館	24-2265	●	●			
34	●		かがりの郷	20-6070	●	●			

No	指定避難所	指定緊急避難場所	施設名	電話番号	災害種別				
					地震	火災	台風	洪水	土砂
35	●		彼方保育園・JA旧彼方支店	保福園:33-3943	●	●	●	●	●
36	●		青葉丘幼稚園	072-365-0415	●			●	
37		●	河川敷 (旧)喜志プール横グラウンド						
38		●	河川敷 喜志グラウンド						
39		●	河川敷 若松東グラウンド						
40		●	石川河川公園						
41		●	河川敷 石川グラウンド						
42		●	金剛東中央公園						
43		●	藤沢台公園						
44		●	金剛中央公園						
45		●	津々山台公園						
46		●	河川敷 川西グラウンド						
47		●	河川敷 西板持グラウンド						
48		●	伏見堂ちびっこ老人憩いの広場						
49		●	大阪府狭山水みらいセンター	072-365-2490					

2. 協力避難所・協力緊急避難場所

民間施設にご協力いただいている指定避難所・指定緊急避難場所

No	協力避難所	協力緊急避難場所	施設名	電話番号	災害種別				
					地震	火災	台風	洪水	土砂
1	●	●	初芝富田林中学校・高等学校	34-1010	●	●	●	●	●
2	●		かんぼの宿富田林	33-0700	●	●			
3	●		藍野大学短期大学部 青葉丘キャンパス	072-366-1106	●	●			
4		●	PL学園グラウンド						
5	●	●	大阪大谷大学	24-0381	●	●			
6	●	●	結のぞみ病院	34-1101	●	●	●	●	●

3. 福祉避難所

No	施設名	電話番号	所在地
1	富田林市ケアセンター(けあぱる)	28-8600	富田林市向陽台 1-4-30

4. 広域避難場所

地震等に伴い大規模な火災が発生した場合に、身を守るために避難する場所で、警察や消防等の広域防災活動拠点ともなる。

No	施設名	電話番号	所在地	設備情報
1	錦織公園	公園事務所 24-1506	富田林市錦織 1560	オストメイト対応トイレ、ベビーシート、 自動体外式除細動器(AED)

資料3 災害種別図記号による避難所等の表示

避難所等（指定緊急避難場所、指定避難所）については、災害種別（地震、洪水、崖崩れ・土石流・地すべり、大規模火災等）ごとに設定することとなっているが、これらを表示する図記号の標準化を図るため、平成28年3月22日付で「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」がJIS規格として制定された。

■災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号（抜粋）

災害種別一般図記号 <small>（※津波・高潮については省略）</small>			
洪水・内水氾濫	土石流	崖崩れ・地すべり	大規模な火事
			
JIS Z8210-6.5.1	JIS Z8210-6.5.2	JIS Z8210-6.5.4	JIS Z8210-6.5.5
避難場所図記号		避難所図記号	
	JIS Z8210-6.1.4		JIS Z8210-6.1.5

標識表示にあたっては、災害種別一般図記号と「○」「×」を組み合わせ、避難所等がどの災害に適しているか、又は適していないかを表示することとしている。

また、標識の設置にあたっては、以下の留意に努めることとしている。

- ① 当該表示が目立つように設置すること
- ② 標識がよく見え、判読できるよう配慮すること。積雪地帯の場合、積雪時に判読できるように、例えば標識の高さなどを考慮すること
- ③ 誘導標識を設置する場合は、適切な間隔で途切れることなく設置していくこと
- ④ 標識の部材等は、設置環境に適合させることを念頭において選定すること

参考・出典：「災害種別避難誘導標識システム」JIS Z 9098、防災標識ガイドブック

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/pdf/symbol_02.pdf

資料4 避難所における共通理解ルール

この避難所のルールは次のとおりです。

避難する方は、守るように心がけてください。

富田林市災害対策本部

- 1 この避難所は、災害時における地域住民の生活の場であり、地域の防災拠点です。
- 2 避難所の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会(以下、「委員会」という。)を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 3 避難できる場所は、体育館、普通教室など、委員会の指示に従ってください。場所を移動していただくこともありますので、ご了解ください。また、立入禁止の指示があるところについては、避難できません。
- 4 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖します。
- 5 避難者は、世帯(家族)単位で登録する必要があります。また、入所・退所の際には、必ず避難者名簿に記入をお願いします。
- 6 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - (1) 食料、物資は避難者の居住組ごとに配布します。
 - (2) 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから配布します。
 - (3) 配布は、避難所以外の近隣の人にも配布します。
- 7 消灯は、夜()時です。ただし、事務室など管理に必要な部屋については、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜()時で終了します。
- 9 電話は、午前()時から午後()時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送及び掲示板により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの掃除は、朝()時、午後()時、午後()時に、避難者が交代で行います。
 - (1) 清掃時間は、放送で知らせます。
 - (2) 使用可能な水洗トイレは、使用后バケツの水で流してください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また、裸火の使用は禁止とします。
- 12 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。(介助犬は除く)
 - (1) ペットを避難所に連れてきた飼い主は、ペット飼育ルールを必ず守ってください。
- 13 障がいをお持ちの方、高齢の方、妊娠中の方、乳幼児、外国人の方などで通常の生活に介護や支援の必要など特別な事情がある場合は、委員会に届け出てください。
- 14 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、相談窓口に申し出てください。

避難者の皆さんは、当番などを通じて、自主的に避難所運営に参加してください。

資料5 避難所に設けるべきスペース

- 1 避難所を運営するために、下表を参考にしてスペースを確保します。
- 2 ただし、小規模避難所においては、必ずしも全てのスペースを確保する必要はなく、最寄りの避難所との間で補完することも想定しています。
- 3 各項目内のスペースは、おおむね優先順位に従って記載しています。下記★印は、開設当初から設けるもの、「室」は独立させることが望ましいものです。

	区 分	設置場所等
① 避難所運営用	避難者受付★	● 避難（居住）スペースの出入口の近くに設けます。
	事務室★	● 避難スペースの出入口近くに、受付とともに設けます。 ● 部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報は別室（施錠できるロッカー等）で保管します。
	広報場所★	● 避難スペースの出入口近くに、受付とともに設けます。 ● 避難者や避難所外避難者に市災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置します。
	会議場所	● 事務室や休憩所等において、避難所運営委員会等のミーティングが行える場所を確保します。（専用スペースとする必要はありません。）
	仮眠所 （避難所運営者）	● 事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保します。
② 救護活動用	救護所★	● すべての避難所に行政機関等の救護所が設置されるとは限りませんが、救護テントの設置や施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動が出来る場所を確保します。
	育児室	● 就寝場所から離れた場所を速やかに確保します。 ● 乳幼児の泣き声など、両親や家族の心理的なプレッシャーを和らげるとともに周辺の避難者の安眠を確保します。
	物資等の保管場所	● 搬入、出し入れを考慮し、救援物資を収納・管理する場所を確保します。 ● 食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存しないこととします。
	物資等の配布場所	● 物資や食料を配布する場所を設けます。 ● 天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は野外にテントを張ることが考えられます。
	特設公衆電話 設置場所	● 屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置します。 ● 避難所生活が長期化する場合は、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設けるなど、設置場所に配慮します。
	隔離室（インフルエンザ等感染症）	● インフルエンザ等の感染症に罹患した避難者を隔離する部屋を確保する。 ● 他のスペースとの間に緩衝帯（1部屋等）を設ける。

	区 分	設置場所等
③ 避難 生活用	更衣室 ★ (兼授乳場所)	● 女性用更衣室は、授乳場所もかねることがあるため、速やかに個室を確保（又は仕切りを設置）します。
	福祉避難室	● 日当たりや換気がよく、トイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなどの配慮を施します。できれば、救護室に近く、静寂の保てる場所を確保します。 ● 肢体不自由者の利用を考慮し、可能な限り1階への設置が望ましい。
	相談室	● できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所（個室）を確保します。
	休憩所	● 共用の多目的スペースとして設けます。当初は部屋でなくても、イスなどを置いたコーナーを作ることも考えられます。また、会議場所、娯楽場所などとしても活用します。
	調理場 (電気調理器具)	● 電気が復旧してから、電気湯沸しポット、電子レンジ等を設置するコーナーを設けます。（電気容量に注意が必要。）
	遊技場、勉強場所	● 子どもたちの遊び場や勉強の場として確保します。就寝場所からは少し離れた場所に設置します。
	小型ペット同居室	● 小型のペットと一緒に同居可能な部屋を確保します。 ● 鳴き声や臭い、アレルギー等を考慮し、他の避難者の居住スペースからは少し離れた場所に設置します。
④ 屋外	仮設トイレ ★	● 原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かないところ、し尿収集車の進入しやすい所とします。 ● 小児や高齢者、障がい者が就寝場所から壁伝いで行ける場所への設置も必要に応じ検討します。 ● 設置場所の設定にあたっては、性犯罪等の発生防止にも配慮します。
	ゴミ集積場	● 原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所に、ゴミ収集車が進入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保します。
	喫煙場所	● 原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所に確保します。
	物資等の荷下ろし場	● トラックが進入しやすい場所を確保します。 ● 屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設けます。
	炊事・炊き出し場	● 衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置します。 ● 衛生害虫や鳥獣等が容易に進入できないよう対策を行い、給排水が容易にできる場所とします。
	仮設浴場 洗濯・物干場	● 原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とします。 ● 性犯罪等の発生防止にも配慮します。

	区 分	設置場所等
④屋外	駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めませんが、住居を失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合限定して一時的に許可します。 ● 駐車場内での車中泊用として使用する場合は許可します。
	ペット飼育場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、屋外に設けます。余裕がある場合は、室内でも可としますが、鳴き声や臭いが居住場所に影響しないよう配慮します。
	テント設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 利便性を考慮し、居住スペース付近に場所を確保します。

資料6 避難所開設時における呼びかけ文例

1. 避難所開設準備中の呼びかけ文例

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内にご案内しますので、しばらく安全なグラウンド等で待機願います。

現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。

この地区や市内の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

富田林市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、□□のところまでお越しください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、□□のところまでお越しください。病状・症状に応じて、優先的に手当をします。

以上、〇〇地域避難所運営委員会です。

(※繰り返し)

2. 避難所開設・誘導の呼びかけ文例

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内にご案内します。

受付で、氏名・住所等を世帯単位で記入していただき、避難所内のルールを確認していただいてから、指定した滞在スペースに入場していただきます。早い者勝ちではありませんので、案内された順に、世帯ごとに受付にお越しください。

身体に障がいのある方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障がいがある方や介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から、順次受付にお越しください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯(以下、地区別に案内します。)・・・

資料7 ペットの飼育ルール

飼い主は、災害発生時にペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑にならないように努めなければなりません。

避難所では、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、「小型ペット同居室」を除き、居住スペースとペットの飼育スペースを完全に分離する必要があります。

避難所では、他の避難者とトラブルにならないようペットの飼育ルールについて周知します。

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

1. 避難所運営委員会の指示には、必ず従ってください。
2. ペットと同居可能な居住スペースは「小型ペット同居室」だけです。
3. ペットは、指定された場所で必ずつなぐか、檻(ケージ)の中で飼ってください。
4. 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
5. ペットへの苦情対応、及び危害防止に努めてください。
6. 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
7. 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
8. ノミの駆除に努めてください。
9. 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
10. 飼育困難な場合は、被災動物救護センターに相談してください。
11. 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会(総務班、衛生班)まで届け出てください。

〇〇避難所運営委員会

資料8 要配慮者に応じた対応

1 要配慮者への対応に関する配慮事項

- (1) 避難者の中で、特に要配慮者については心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要です。
- (2) 健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確に把握し、名簿登録を行います。
- (3) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、要配慮者対応の相談窓口の設置が必要です。
相談窓口には、手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者、外国語が堪能な者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、臨床心理士、保健師等、状況に応じて、保健・医療・福祉的相談に応じられる人材を確保し、配置するように努めます。
- (4) 避難所内の必要スペースについては、要配慮者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、要配慮者や介護者等が静養できる空間の確保について検討する必要があります。
- (5) 障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、本人の意思も踏まえ、直接又は災害対策本部に要請して、医療機関や福祉施設等への緊急一時入院や入所、又は福祉避難所への移送を行う必要があります。
- (6) 避難所において、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者等の人材の確保や福祉用具等の整備が必要です。
- (7) 高齢者への軟らかい食事、乳幼児への粉ミルク、離乳食、内部障がい者への疾病に応じた食事など、要配慮者に配慮した食料の提供が必要です。なお、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮、文化・宗教上の配慮が必要です。
- (8) 車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえで必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行います。また、難病患者・人工透析患者等には、個々の治療に要する医薬品の確保を図ることが必要です。
- (9) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるようにすることが重要です。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備することが必要です。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等

の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うとともに、保健・医療・福祉に関する相談に応じられる者が、障がい者に対応したコミュニケーション手段を用いて提供を行うなど、要配慮者に確実に提供できるよう配慮することが必要です。

なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすく表示します。

(10) トイレへの移動や食料・水等を受け取る際などに、介助を必要とする人のために人材が必要な場合は、ボランティアと協力して対応します。

また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行う必要があります。

(11) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、やさしい日本語表記を用い、避難所会話シート・外国人避難者用質問票を活用するとともに外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮することが必要です。

2 要配慮者の状況に応じた対応

以下の具体的な要配慮者の状態に応じて、個別に対応します。

- ① 肢体不自由者
- ② 視覚障がい者
- ③ 聴覚障がい者・言語障がい者
- ④ 盲ろう者
- ⑤ 身体障がい者補助犬使用者
- ⑥ 内部障がい
- ⑦ 知的障がい者
- ⑧ 精神障がい者
- ⑨ 難病患者・人工透析患者
- ⑩ 高齢者
- ⑪ 妊産婦
- ⑫ 乳幼児
- ⑬ 外国人

要配慮者の状態に応じた対応・配慮事項	
① 肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要です。 ● 車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する必要があります。 ● 車いすが通れる通路の確保が必要です。 ● 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要です。 ● 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給することが望ましく、この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）が必需品となります。
② 視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要です。 ● 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要があります。 ● 視覚障がい者には、館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要があります。 ● 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にすることが大切です。 ● 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮することが必要です。 ● 特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供するように努めます。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置するように努めます。 ● 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努めます。 ● 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給についても配慮します。
③ 聴覚障がい者・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障がい者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する必要があります。 ● 手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要です。 ● 手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮することが必要です。 ● 重複聴覚障がい者の場合には、更に併せ持つ障がいに応じた配慮が必要となります。 ● 手話などができる者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮することが大切です。その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話すこととし、漢字にはルビをふるよう配慮する必要があります。 ● 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給についても配慮します。 ● 盲ろう者通訳・介助者、手話ができる者及び要約筆記ができる者を避難所等に派遣するよう配慮します。
④ 盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいが重度で重複している場合、災害の状況によっては、全面的な介助が必要となることが予想されます。また、単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことがあることを考慮する必要があるため、状況に応じて盲ろう者通訳・介助者、ホームヘルパー等の配置などの支援が必要です。
⑤ 身体障がい者 補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活が長期化するときのために、親類・知人・動物病院などに一時預けることを考慮し、その場合は、補助犬に変わり避難所内での移動や生活動作の介助等の支援が必要となります。

要配慮者の状態に応じた対応・配慮事項	
⑥ 内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要があります。 ● オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストーマ装具（消化器系、尿路系）を調達し、支給する必要があります。 ● 医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要です。 ● 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要があります。 ● 食事制限の必要な人の確認が必要です。 ● 薬やケア用品の確保が必要です。 ● 各種装具・器具用の電源確保が必要です。 ● 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要です。 ● 医療機関の協力を得て、巡回診療についても配慮します。
⑦ 知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることが考えられます。 ● 周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要です。 ● 具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える必要があります。 ● 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要があります。
⑧ 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性があります。 ● また、精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性も考えられます。 ● そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要です。 ● さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要となります。 ● 精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定しますが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要です。 ● 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要があります。 ● 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要があります。 ● 心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要です。 ● 精神障がい者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要です。 ● 医療機関の協力を得て、巡回診療についても配慮します。

要配慮者の状態に応じた対応・配慮事項	
⑨ 難病患者・人工透析患者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要があります。 ● 難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る必要があります。 ● 慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助を行う必要があります。 ● 人工透析患者については、透析医療の確保を図る必要があります。(確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内) ● 人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要です。 ● 在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療の確保が必要です。 ● 緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要です。 ● 視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要です。 ● 医療機関の協力を得て、巡回診療についても配慮します。
⑩ 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要です。 ● 移動が困難な人に対しては車いすなどの貸与が必要です。 ● トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするなどの配慮が必要です。 ● 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進める等の配慮が必要です。 ● 認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせよう配慮が必要です。
⑪ 妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要です。 ● 十分な栄養（栄養食品等）が採れるよう配慮が必要です。 ● 居室の温度調整（身体を冷やさないように）に配慮が必要です。
⑫ 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ● 粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等の確保が必要です。 ● 授乳場所を速やかに確保することが必要です。 ● 育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるなどの対応が必要です。
⑬ 外国人	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限の情報伝達のために、やさしい日本語を用い、避難所会話シート・外国人避難者用質問票を活用します。 ● 宗教・文化の違いに配慮することが必要です。(食事、拝礼の習慣等) ● 在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保された場合は、その旨を伝えます。 ● 通訳、翻訳者の配置について配慮します。

様式1 避難所開設チェックリスト

No.	項目	内容	確認
1.	避難者の状態確認	・傷病者の有無	<input type="checkbox"/>
2.	建物の安全確認 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない	・建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>
		・火事は発生していないか、ガス漏れはないか	<input type="checkbox"/>
		・建物に大きなひび割れはないか	<input type="checkbox"/>
		・窓ガラスなどの危険な落下物がないか	<input type="checkbox"/>
		・自動車乗り入れの規制	<input type="checkbox"/>
3.	施設管理者と対応協議	・いない時は、そのまま業務進行	<input type="checkbox"/>
4.	避難者受入れスペースの確保・指定	・安全な部屋を確保し、誘導する	<input type="checkbox"/>
		・室内の倒壊物などは、誘導者に協力を求めて処理する	<input type="checkbox"/>
5.	ライフラインの確認	・電気が使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・上下水道が使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・ガスが使用できるか	<input type="checkbox"/>
6.	トイレの確認	・トイレが使用できるか	<input type="checkbox"/>
7.	通信設備の確認	・電話が使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・FAXが使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・無線が使用できるか	<input type="checkbox"/>
8.	冷暖房設備の確認	・冷暖房設備が使用できるか	<input type="checkbox"/>
9.	避難所の本部を設置	・施設管理者と共に、業務場所の安全確認	<input type="checkbox"/>
		・放送設備が使用できるか	<input type="checkbox"/>
10.	被害状況の把握	・近隣の被害について、避難者から情報収集	<input type="checkbox"/>
11.	本部への報告	・電話、FAX、伝令などの手段を用いて市災害対策本部へ報告する	<input type="checkbox"/>
12.	避難者登録	・避難者の世帯ごとに登録	<input type="checkbox"/>
13.	避難者へ ・施設被害状況 ・避難者のスペース などの説明	・混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する	<input type="checkbox"/>
		・混乱を極力沈静化させる	<input type="checkbox"/>
		・「避難所における共通理解ルール」のコピーを配布	<input type="checkbox"/>
		・トイレの使用場所と火気について注意をする	<input type="checkbox"/>
		・未登録避難者への登録依頼（必要とするものを記載してもらう）	<input type="checkbox"/>
14.	非常用設備及び物資の確認	・水、食料、生活物資の有無	<input type="checkbox"/>
15.	本部への要請事項の整理	・応援職員の必要性	<input type="checkbox"/>
		・物資の要請	<input type="checkbox"/>
		・資機材の要請	<input type="checkbox"/>

様式2 避難所被害状況チェックリスト

様式2-①

避難所被害状況チェックリスト<木造>

1 建物概要

所在地: _____	
建物名称: _____	建物用途: _____
管理者: _____	建設年: _____

2 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？		
A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
質問2 建物の足元(基礎)が壊れましたか？		
A いいえ	B 壊れたところがある	C ひどく壊れた
質問3 建物が傾斜しましたか？		
A いいえ	B 傾斜したような感じがする	C 明らかに傾斜した
質問4 床が壊れましたか？		
A いいえ	B 少し傾いた、下がった	C 大きく傾いた、下がった
質問5 柱が折れましたか？		
A いいえ	B 割れを生じたものがある	C 完全に折れたものがある
質問6 内部の壁が壊れましたか？		
A いいえ	B ひび割れや目透きが生じた	C 壁土が落ちたり、ボードがはらんだりした
質問7 外壁モルタルが落下しましたか？(Cの回答はなし)		
A いいえ	B 落下しかけている	B 落下した
質問8 屋根瓦が落下しましたか？		
A いいえ	B ずれた	C 落下した
質問9 建具やドアが壊れましたか？		
A いいえ	B 建具・ドアが動きにくい	C 建具・ドアが動かない
質問10 ガラスが割れましたか？(Cの回答はなし)		
A いいえ	B 数枚割れた	B たくさん割れた
質問11 天井、照明器具が落下しましたか？		
A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
質問12 その他、目に付いた被害を記入してください		

3 質問1～12を集計してください。

判定

集計	A	B	C
	()	()	()

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～8にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら応急危険度判定士などの専門家(以下「判定士」という。)が相談に応じますので、判定士並びに災害対策本部へ相談してください。

避難所被害状況チェックリスト<コンクリート造など>

1 建物概要

所在地: _____	
建物名称: _____	建物用途: _____
管理者: _____	建設年: _____

2 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？			
A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた	
質問2 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？			
A いいえ	B 10cm以上沈下している	C 20cm以上沈下している	
質問3 建物が傾斜しましたか？			
A いいえ	B 傾斜しているような感じがする	C 明らかに傾斜した	
質問4 床が壊れましたか？			
A いいえ	B 少し傾いている。下がっている	C 大きく傾斜している。下がっている	
質問5 柱が折れましたか？			
A いいえ	B コンクリートが剥がれている	C 柱が潰れている	
	B 大きなひびが入っている		
	B 中の鉄筋が見えている		
質問6 壁が壊れましたか？			
A いいえ	B コンクリートが剥がれている	C 壁が崩れている	
	B 大きなひびが入っている		
	B 中の鉄筋が見えている		
質問7 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？(Cの回答はなし)			
A いいえ	B 落下しそう(何が: _____)	} 落下した(何が: _____)	
質問8 天井、照明器具が落下しましたか？(Cの回答はなし)			
A いいえ	B 落下しそう(何が: _____)	} 落下した(何が: _____)	
質問9 ドアや窓が壊れましたか？(Cの回答はなし)			
A いいえ	B ガラスが割れた	B 建具・ドアが動きにくい	B 建具・ドアが動かない
質問10 その他、目に付いた被害を記入してください			

3 質問1～10を集計してください。

判定

集計	A	B	C
	(_____)	(_____)	(_____)

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～8にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら応急危険度判定士などの専門家(以下「判定士」という。)が相談に応じますので、判定士並びに災害対策本部へ相談してください。

避難所被害状況チェックリスト<鉄骨造>

1 建物概要

所在地: _____	
建物名称: _____	建物用途: _____
管理者: _____	建設年: _____

2 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？
A いいえ B 生じた C ひどく生じた
質問2 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？
A いいえ B 沈下は数cm程度と少ない C 沈下は10cm以上である
質問3 建物が傾斜しましたか？
A 見た目だけでは判らない B 目で見てかすかに傾斜している C 目で見て明らかに傾斜している
質問4 建物の外壁が壊れましたか？
A 壁面にわずかな割れ目(以下「きれつ」と呼ぶ。)が生じている。壊れていない場合も含む。 B わずかな落下や目地(外壁のつなぎ目)の部分にずれが生じている。 C 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである。(なお、ひさし・バルコニーや野外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えてください。)
質問5 建物の内壁が壊れましたか？
A わずかなきれつが生じている。壊れていない場合も含む B わずかな落下が生じている C 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている
質問6 床が壊れましたか？
A いいえ B 少し傾いている。下がっている C 大きく傾いている。下がっている
質問7 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？
A 健全である。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。 B コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である。 C コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにこめてあるボルト(アンカーボルト)が破断・引き抜けている。
質問8 すじかいが切断了ましたか？
すじかいには、天井面に配された水平すじかいと壁面に配された鉛直すじかいとがあります。鉛直すじかいは、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。 A すじかいに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げのために見えない場合も含む。 B すじかいの破断がごく少し見られる程度である。あるいは、よく見るとすじかいの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の微候が見られる。 C すじかいの破断が各所で見られ、切れたすじかいの本数は全体の半分の程度である。

質問9 ドア・窓などが壊れましたか？(Cの回答はなし)

- A わずかなきれつ程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む。
- B ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、カドの部分(以下「隅角部」と呼ぶ。)にきれつなどが生じている。
- B ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている。

質問10 天井や照明器具などが壊れましたか？(Cの回答はなし)

- A 壊れていない
- B 落ちそうになっている
- B 落下した(何が:)

質問11 その他、目に付いた被害を記入してください

.....

.....

3 質問1～11を集計してください。

判定

集計	A	B	C
	()	()	()

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～8にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら応急危険度判定士などの専門家(以下「判定士」という。)が相談に応じますので、判定士並びに災害対策本部へ相談してください。

様式3 避難者名簿（世帯単位）

避難者名簿（世帯単位）

No.

避難所

※世帯員全員をご記入ください。

入所年月日	年	月	日	避難場所区分 ※該当区分に○	避難所内 ・ 車中内		
氏名（ふりがな）	年齢	性別	続柄	①避難	②安否	③職業等	
代表							
1人家族							
住所／電話番号	〒 - TEL (- -)						
家屋の被害状況 (該当箇所に○)	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 一部員壊 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通						
連絡先	〒 - TEL (- -) 氏名： 代表者との関係：						
配慮事項 (安心携帯カードの転記等)	※ご家族の中に病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいる等の注意点を ご記入ください。						
安否問合せ (情報を提供してよろしいか)	①すべて不可 ②家族のみ可 ③すべて可 ※注意事項等 ()						
退所年月日・退所先	退出日： 年 月 日 〒 - TEL (- -)						
ペットの有無	有 ・ 無 ※有の場合は下記の欄にご記入願います。 種類： 匹数：						
備考	※食物アレルギーをお持ちの方がおられる場合は詳細をご記入ください。						

①避難欄→当該避難所に避難済みの場合は○
②安否欄→未避難の家族に対して連絡が取れている場合は○
③職業等欄→資格免許等、特技を保有している場合も記入してください。

※1：内容に変更がある場合は、速やかに施設管理班に申し出てください。

※2：本名簿は避難所運営目的以外には、本人の許可なく使用しません。

代筆者： _____

様式4 避難所状況報告書（初動期）

避難所状況報告書（初動期 第 報）

[避難所名]

令和 年 月 日 作成

開設日時	月 日 時 分
避難種別	勧告・指示・自主避難

災害対策本部報告先

TEL・FAX

対策本部受信者名

- ・初動期(24時間)には、3時間おきに報告するようにしてください。
- ・第1報では、周囲の状況などは、その時点で分かる範囲で報告してください。
- ・災害対策本部からの連絡のために、受信手段については必ず報告してください。

避難日時		報告職員名	
避難所 受信手段	・FAX番号 ・伝令 ・無線子機 ・電話番号 ・その他()		
避難人数	約 人	避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	
	人命救助	不要・必要(約 人)・不明	
	延焼	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路状況	通行可・渋滞・片道通行・通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	
避難者数増減見込み		増加・減少・変化無し	
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
参集した避難所管理責任者:			
参集した避難所派遣職員:			
その他の参集者:			

様式5 避難所状況報告書（定時報告）

避難所状況報告書（定時報告 第 報）

[避難所名]

令和 年 月 日 作成

開設日時	月 日 時 分
避難種別	勧告・指示・自主避難

災害対策本部報告先

TEL・FAX

対策本部受信者名

避難日時		報告職員名	
避難所 受信手段	・FAX番号 ・伝令	・電話番号 ・その他()	
避難人数	人(男 人・女 人)	避難世帯数	世帯
個別の対応を必要とする要配慮者の状況			
.....			
.....			
周辺状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路状況	通行可・渋滞・片道通行・通行不可	
避難者数増減見込み		増加・減少・変化無し	
避難所運営委員会 会長名			
各班		対応状況	今後の要求、展開
連絡事項	総務班		
	被災者管理班		
	情報広報班		
	施設管理班		
	食料・物資班		
	救護班		
	衛生班		
その他の状況・要望など			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

様式6 避難所運営委員会名簿

避難所運営委員会名簿

[避難所名]

令和 年 月 日 作成

<運営管理責任者>

	氏名	所属又は住所	TEL	備考
会長				
副会長				
避難所運営職員 (富田林市職員)				
施設管理者				

<避難所運営班> (◎印:班長、○印:副班長)

		氏名	居住組名	住所	TEL	備考
総務班	◎					
	○					
被災者管理班	◎					
	○					
情報広報班	◎					
	○					
施設管理班	◎					
	○					
食料物資班	◎					
	○					
救護班	◎					
	○					
衛生班	◎					
	○					

様式7 外泊届

外泊届

ふりがな 氏名		
居住組	組	
外泊期間		
同行者		
緊急の場合の連絡先		

様式 8 取材者用受付用紙

取材者用受付用紙

受付日時	月	日	時	分	
退所日時	月	日	時	分	避難所
代表者	氏名		所属		
	連絡先(所在地、電話番号)				
同行者	氏名		所属		
取材目的					
放送、掲載等 予定					
避難所側付添者					(名刺添付場所)
特記事項					

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

様式9 郵便物等受取帳

郵便物等受取帳

避難所名 _____

No. _____

	受付月日	宛名	居住組	郵便物等の種類	受付月日	受取人
1	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
2	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
3	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
4	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
5	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
6	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
7	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
8	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
9	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
10	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
11	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
12	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
13	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
14	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
15	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		

○被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。

○受取は、原則として居住組ごとに代表者が取りに来ることとし、受取の際には、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

○本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者管理班の担当者は受け取りに来た居住組の代表者にその旨を伝え、本人に受取に来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

様式 10 食料依頼伝票

食料依頼伝票 (避難所⇒災害対策本部)

避難所	依頼日時				月	日	時	分	
	避難所名								
	住所								
	ふりがな 担当者名								
	電話/FAX								
	依頼数	避難者用		食 (内 やわらかい食事				食)	
		在宅被災者用		食 (内 やわらかい食事				食)	
合計		食 (内 やわらかい食事				食)			
その他の依頼内容									

災害対策本部	受信日時				月	日	時	分
	担当者名							
	処理時刻				月	日	時	分
	配送数	避難者用						
		在宅被災者用						
		合計						
	発注業者							
配送業者								
配送確認時間								

様式 1 1 物資依頼伝票

物資依頼伝票 (避難所⇒災害対策本部)

①	依頼日時			②	発注業者名		
	避難所名				電話/FAX		
	住所				伝票 No. 伝票枚数		
	ふりがな 担当者名				本部受付日時 月 日 時 分		
	電話/FAX				本部受信者名		
	電話/FAX				電話/FAX		
	品 名				出荷数量		
	サイズなど				個 口		
	数 量				備 考		
	1						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

個口合計

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量は切りの良い数で注文してください。
- 性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
- 食料・物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。
- FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- 食料・物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

③	出荷日時	月	日	時	分
	配達者名				
	電話/FAX				
	配達日時	月	日	時	分

④	
避難所 受領 サイン	

<物資依頼伝票の記載方法及び使用方法>

- 1 食料・物資班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。
 - (2) 「様式 13：食料・物資受払簿」に物資の品名ごとに、伝票 No. と依頼数量などを転記します。
 - (3) 転記後は、伝票を食料・物資班の班長へ渡します。
 - (4) 食料・物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。

- 2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。
 - (2) 発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡します。

- 3 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。(物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。)
 - (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の食料・物資班の班長のサインを得てから物資を渡します。
 - (2) 食料・物資班の班長が不在のときは、班員のサインを受けます。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。
 - (4) 食料・物資班は、「様式 13：食料・物資受払簿」に数量などを記入します。

- 4 災害対策本部の物資管理担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。

様式 1 2 食料・物資要望票

食料・物資要望票（各居住組長⇒食料・物資班）

居住組名 _____

No. _____

① 要望提出日時	年 月 日 時 分		
② 要望品名・摘要・数量ほか			
要望品名	摘要(サイズなど)	数量	備考

- 一行につき一品、サイズごとに記入してください。
- その他必要な事項(説明しておくべき事情や緊急に要するものであるのか等)は、備考欄に記入してください。

様式 1 3 食料・物資受払簿

食料・物資受払簿

避難所名 _____

伝票 No. _____

①	品名		サイズなど	
	依頼日時	月 日 時 分	依頼数量	

年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考

- 品名ごとにこの台帳で管理します。
- 食料・物資などの受領・払出時に、記載します。
- この用紙は、避難所で保管します。

<食料・物資受払簿の記載方法及び使用方法>

- 1 食料・物資班の担当者は、物資を依頼する際に、①の欄に記入します。
- 2 依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。
 - (1)「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。
 - (2)「受」には、受け入れた数量を記入します。
- 3 食料・物資を避難者に配布した場合、配布した数と残数を記入します。
 - (1)「払出先」には、居住組ごとに配布したときは組の名前、避難者ごとに配布したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。
 - (2)「払」には、配布した数量を記入します。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

様式 1 4 ボランティア受付票

ボランティア受付票

No. _____

[避難所名]

受付年月日		令和 年 月 日			
氏名		ふりがな			
性別	男・女	生年月日	M T S H	年 月 日	年齢 才
住所				電話	
ボランティア経験の有無		有・無			
資格・業種・特殊技能等					
活動可能期間		月 日 ~ 月 日			
活動内容・期間					月 日 ~ 月 日
					月 日 ~ 月 日
					月 日 ~ 月 日
					月 日 ~ 月 日
					月 日 ~ 月 日
					月 日 ~ 月 日

様式 15 ペット登録台帳

ペット登録台帳

No. _____

[避難所名]

No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス ・ メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス ・ メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス ・ メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス ・ メス	登録日 年 月 日	退所日 年 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考